

## 「避難情報が変わりました」

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されました。

災害のおそれが高いときに自治体が出す「避難勧告」と「避難指示」について、意味の違いが分かりにくく、適切な避難につながっていなかったため、2つの情報が「避難指示」へ一本化されました。

新たな避難情報等は次のとおりです。

### 「警戒レベル3」

「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」へ変わりました。避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方等は、この段階で避難行動を開始してください。また、高齢者等以外の人にも必要に応じて避難準備を始めたり、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

### 「警戒レベル4」

「避難指示」が発令されたら全員が危険な場所から避難してください。日頃から地域のハザードマップを確認し、身のまわりの危険な場所や避難先を周囲の人と話しておくことがとても大切です。

### 「警戒レベル5」

「災害発生情報」から「緊急安全確保」へ変更になりました。この段階では、何らかの災害がすでに発生している、または切迫している状況となっています。立ち退き避難が既に危険な状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があります。

「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではありません。警戒レベル4までに避難することが必要です。

これから、台風や災害が多く発生する季節となります。

災害情報は長野県防災情報ポータル、長野県防災公式 Twitter や、テレビニュース、居住地域の防災情報アプリ等を利用し情報収集しましょう。

そして、ご自身と大事な人の命を守る行動をとりましょう。